

シースルーサンシェード ステルンジャー

本製品はロゴマーク部分がハーフミラーステッカーに、ベース(黒帯)部分はスモークフィルムになっており、まぶしい日差しをおさえつつも車内からは透けて見えるので直上の信号もはっきり確認できます！

本製品は交通状況を確認するために必要な視野の範囲外(ガラス有効縦寸法の20%以内の上部)に装着され、透明であり信号を確認できる為、**保安基準に適合します**。(実際に多くの陸運支局で車検をパスしています)

「保安基準第29条4項第6号」平成17年改訂

第二十九条(抜粋)

4. 前項に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外がはりつけられ、又は塗装されてはならない。
- 六 前各号に掲げるもののほか、運転者の視野の確保に支障がないものとして告示で定めるもの

審査事務規程 第5章 継続検査及び構造等変更検査等

5 -47 -1 -1 視認等による審査(抜粋)

(1) 5 -46 -1 (4)に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものが装着(窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。以下5 -47 -1 -1 及び5 -47 -1 -2 において同じ。)され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第29条第4項関係、細目告示第195条第5項関係)

①～⑩ 省略

⑪ ①から⑩までに掲げるもののほか、装着され、はり付けられ、又は塗装された状態において、**透明であり**、かつ、**運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲**に係る部分における可視光線の透過率が70%以上であることが確保できるもの

(2) 「**運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲**」とは、次に掲げる**範囲以外の範囲**とする。(細目告示第195条第6項関係)

① 前面ガラスの上縁であって、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲

(3) 窓ガラスに装着され、はり付けられ、又は塗装された状態において、**運転者が次に掲げるものを確認できるものは、(1) ⑪の「透明であり」とされるものとする**。(細目告示第195条第7項関係)

- ① 運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあつては、他の自動車、歩行者等
- ② (2) ①及び②にあつては、**交通信号機**

※本製品、本書面は車検合格を保証するものではありません。

※製品劣化、装着位置、**検査場独自の判断**等により車検をパスしない場合があります。

※直射日光が強くなる環境下で数年経ちますとフィルムが劣化して曇り、透明とは言えなくなる場合があります。ヒビが入り始めるとはがすのが困難になりますので早めの貼り替えをお勧めします。

※サンシェード下にガラスアンテナ等が貼ってある場合、受信性能に微少な影響を与える可能性があります。

※検査標章ラベルは外から見える位置に貼り替えることをお勧めします。

※**デカルコ近辺の方、車検代行承ります**。(車両状態、当店業務状況等によりお受け出来ない場合もあります)

■使用上のご注意

- ・洗車などで高圧の水を直接当てないようにしてください。
- ・レインXなどの撥水剤は使用しないほうが良いと思います。

DECALCO

Design and Marking

デカルコ

〒351-000 埼玉県朝霞市上内間木400-4
<http://decal-co.com>